

<h1>名古屋市公報</h1>	令和元年10月17日	第24号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
条 例		
○ 名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例 (教育・総務課)	(第16号)	7
○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課)	(第17号)	10
○ 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例 (健福・総務課)	(第18号)	12
○ 名古屋市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例 (健福・総務課)	(第19号)	13
○ 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例 (消防・総務課)	(第20号)	14
○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課)	(第21号)	15
○ 道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課)	(第22号)	21
○ 名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課)	(第23号)	26
○ 名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課)	(第24号)	28
規 則		
○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (住都・建築指導課)	(第47号)	31
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室)	(第48号)	33
告 示		
○ 名古屋市上志段味特定土地地区画整理組合の事業計画の変更の 縦覧 (住都・市街地整備課)	(第297号)	35
○ 名古屋市下志段味特定土地地区画整理組合の事業計画の変更認 可 (住都・市街地整備課)	(第298号)	36
○ 名古屋市中志段味特定土地地区画整理組合の事業計画の変更認 可 (住都・市街地整備課)	(第299号)	37
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課)	(第300号)	38
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定につい て (環境・地域環境対策課)	(第301号)	40
○ 有料公園施設の無料公開について (緑土・東山総合公園管理課)	(第302号)	41

○ 名古屋市農業センター駐車場の有料期間	(緑土・農業センター)	(第303号)	42
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第304号)	43
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第305号)	44
○ 有料公園施設の無料開放について	(観光・名古屋城総合事務所)	(第306号)	53
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第307号)	54
○ 有料公園施設の無料公開について	(緑土・緑地管理課)	(第308号)	55
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除及び形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第309号)	56
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第310号)	57
○ 名古屋市千音寺土地区画整理組合の新たに施行地区となるべき区域	(住都・市街地整備課)	(第311号)	58
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間の変更について	(緑土・都市農業課)	(第312号)	59

達

○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第8号)	60
--------------------	--------------	-------	----

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について		(第14号)	61
-------------------	--	--------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		62
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		65
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		68
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		71
○ 土地改良区の役員の退任の公告	(緑土・都市農業課)		74

雑 報

○ 職員の懲戒処分	(交通・人事課)		75
-----------	----------	--	----

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例（第16条）
 - 1 制定の趣旨
教育委員会の附属機関として、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を設置します。（第1条関係）
 - 2 主な内容
審議会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を規定します。（第2条から第10条関係）
 - 3 施行期日
令和元年11月1日から施行します。

- 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（第17条）
 - 1 改正内容
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第17条関係）
 - (2) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第17条関係）
 - 2 施行期日
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

- 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（第18号）
 - 1 改正内容
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）等の一部改正に伴い、規定を整備します。（第10条関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

- 名古屋市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例（第19号）
 - 1 改正内容
 - 心身障害者に代わって年金の受領及び管理をする者について、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行います。（第 9条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和元年12月14日から施行します。

- 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例（第20号）
 - 1 改正内容
 - 消防団員について、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行います。（第 3条の 2及び第 5条第 2項関係）
 - 2 施行期日
 - 令和元年12月14日から施行します。

- 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（第21号）
 - 1 改正内容
 - (1) 都市公園に関する使用料の額を改定します。（別表第 2関係）
 - (2) 面積等の端数処理方法を改めます。（別表第 2関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 2年 4月 1日から施行します。

- 道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例（第22号）
 - 1 改正内容
 - (1) 占用面積等の端数処理方法を改めます。（第 2条関係）
 - (2) 道路の占用料の額を改定するとともに、地下に設ける食事施設等の占用料の額を定めます。（別表関係）
 - 2 施行期日等
 - (1) 令和 2年 4月 1日から施行します。
 - (2) この条例の施行に伴う経過措置等を定めます。

- 名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例（第23号）
 - 1 改正内容
 - (1) 河川に関する占用料の額を改定します。（別表関係）
 - (2) 使用量等の端数処理方法を改めます。（別表関係）
 - 2 施行期日
 - (1) 令和 2年 4月 1日から施行します。
 - (2) この条例の施行に伴う占用料の額の特例を定めます。

 - 名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例（第24号）
 - 1 改正内容
 - (1) 占用面積等の端数処理方法を改めます。（第 5条関係）
 - (2) 水路等の使用料の額を改定します。（別表関係）
 - 2 施行期日等
 - (1) 令和 2年 4月 1日から施行します。
 - (2) この条例の施行に伴う経過措置等を定めます。
-

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第47号）
 - 1 改正内容
 - 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第35条、第36号様式、第38号様式、第39号様式及び第41号様式関係）
 - 2 施行期日
 - 公布の日から施行します。

- 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第48号）
 - 1 改正内容

いじめ防止対策推進法に基づく再調査を実施するため、主幹（子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理）を設置します。（第 9条関係）

2 施行期日

令和元年10月15日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 8号）

1 改正内容

いじめ防止対策推進法に基づく再調査を実施するため、主査（子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理）を設置します。（第 1条関係）

2 施行期日

令和元年10月15日から施行します。

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例をここに公布する。

令和元年10月8日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第16号

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例

(設置)

第1条 本市に教育委員会の附属機関として、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小学校及び中学校の規模の適正化に関する事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会には、必要に応じ、委員の一部をもって部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

77	産業教育審議会			教育委員会 事務局
	委員	日額 12,600円	8級	
	専門員	日額 5,400円	8級	

」

を

「

77	子どもいきいき学校づくり推進審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	教育委員会 事務局
77の2	産業教育審議会			
	委員	日額 12,600円	8級	
	専門員	日額 5,400円	8級	

」

に改める。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月 8 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第17号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第43号中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に、「第38条の4第22項」を「第38条の4第23項」に改め、同条第45号中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、同条第45号の10中「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）」を「（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載して申請する場合にあっては、その額及び当該他の建築物ごとに次の区分に応じて算定した額の合算額）（同法）」に改め、同条第45号の11中「次に定める額（」の次に「建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される他の建築物にあっては、前号に定める額）（当該計画の変更に係る建築物の数が2以上である場合にあっては、当該建築物ごとに算定した額の合算額）（」を加える。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行する。ただし、第17条第43号及び第45号の改正規定は、公布の日から施行する。

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第18号

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（償還金の支払猶予等）

第10条 災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条及び第9条に規定するところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第19号

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例（昭和45年名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 9条第 2項第 1号を次のように改める。

(1) 精神上的障害により年金の受領及び管理を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者

第 9条第 2項第 2号を削り、同項第 3号中「破産者であって」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同項第 2号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第20号

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

名古屋市消防団条例（昭和38年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 3条の 2を次のように改める。

（欠格条項）

第 3条の 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、団員となることができない。

第 5条第 2項中「第 3条の 2各号」を「第 3条の 2に規定する者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第21号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

3 都市公園を占用する場合	
(1) 電柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1本1年につき 第1種電柱 2,300円 第2種電柱 3,500円 第3種電柱 4,700円
(2) 電話柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1本1年につき 第1種電話柱 2,100円 第2種電話柱 3,300円

	第3種電話柱	4,600円
(3) 変圧塔、公衆電話所その他 これらに類する施設	1基1年につき	2,700円
(4) 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する施設	1メートル1年につき	
	外径が0.07メートル未満のもの	55円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	79円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	240円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	320円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	550円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	790円
	外径が1メートル以上のもの	1,600円
(5) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設	1平方メートル1年につき	2,600円
	ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に1.3を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。	

(6) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基 1 年につき	1,100円
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	表示面積 1 平方メートル 1 日につき	2,000円
(8) 自転車駐車場	1 平方メートル 1 年につき 占用する土地の適正な評価額に 0.018 を乗じて得た額	
(9) 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	7,200 円
(10) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき	2,600円
(11) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき	720円
(12) 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1 年につき 広場内に設ける場合 名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額 公園施設である建築物内に設ける場合 名古屋市財産条例第7条第1項第3号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額	
(13) その他	1 平方メートル 1 日につき	150円

を

「

3 都市公園を占用する場合	
(1) 電柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1 本 1 年につき 第 1 種電柱 2,200円 第 2 種電柱 3,400円 第 3 種電柱 4,500円
(2) 電話柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1 本 1 年につき 第 1 種電話柱 2,000円 第 2 種電話柱 3,200円 第 3 種電話柱 4,400円
(3) 変圧塔、公衆電話所その他 これらに類する施設	1 基 1 年につき 2,600円
(4) 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する施設	1 メートル 1 年につき 外径が 0.07メートル未満のもの 53円 外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの 75円 外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの 110円 外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの 150円 外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの 230円 外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの 300円 外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの 530円 外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの 750円 外径が 1メートル以上のもの

		1,500円
(5) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設	1 平方メートル 1 年につき	2,500円
	ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に 1.3 を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。	
(6) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基 1 年につき	1,000円
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	表示面積 1 平方メートル 1 日につき	2,400円
(8) 自転車駐車場	1 平方メートル 1 年につき	
	占有する土地の適正な評価額に 0.016 を乗じて得た額	
(9) 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	8,800円
(10) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき	2,500円
(11) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき	880円
(12) 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1 年につき	
	広場内に設ける場合 名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額に12を乗じて得	

(13) その他	た額 公園施設である建築物内に設ける場合 名古屋市財産条例第7条第1項第3号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額 1平方メートル1日につき 140円
----------	--

」

に改め、同表備考第1号を次のように改める。

- 1 使用料の額の基礎となる面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第22号

道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例

道路の占用料等に関する条例（昭和28年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル若しくは1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

別表中

「

2,300
3,500
4,700
2,100
3,300

「

2,200
3,400
4,500
2,000
3,200

4,600
180
20
18
1,900
790
2,700
1,100
7,200
7,200
2,600
55
79
120
160
240
320
550
790
1,600
2,600
2,600
1,800
Aに0.003を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.005を乗じて得た額
3,600
2,200

を

4,400
170
19
17
1,900
750
2,600
1,000
8,800
8,800
2,500
53
75
110
150
230
300
530
750
1,500
2,500
2,500
1,800
Aに0.002を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.005を乗じて得た額
4,400
2,600

に、

2,600	
720	
5,100	
5,100	3,600
7,200	5,000
1,600	
7,200	5,000
3,600	2,500
2,600	
Aに0.018を乗じて得た額	
720	
360	
720	
260	

2,500	
880	
6,100	
6,100	4,300
8,800	6,200
1,500	
8,800	6,200
4,400	3,100
2,500	
Aに0.016を乗じて得た額	
880	
440	
880	
250	

令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額

を

「

令第7条 第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1 平方メートルにつき1 年	Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.011を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.002を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.005を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額		

」

に、

「

Aに0.009を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.013を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.009を乗じて得た額

を

「

Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額

に改める。

Aに0.013を乗じて得た額
Aに0.018を乗じて得た額
Aに0.018を乗じて得た額

」

Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に、この条例による改正前の道路の占用料等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項ただし書の規定により占用料の全額を徴収した場合において、この条例による改正後の道路の占用料等に関する条例別表（以下「改正後別表」という。）の規定を適用して算定された施行日から占有することができる期間の末日までの期間に係る占用料の額（以下「新占用料額」という。）が当該期間に係る旧条例別表の規定を適用して算定された占用料の額（以下「旧占用料額」という。）を超えるときは、その超える額は徴収しない。

(占用料の特例)

- 3 施行日前に、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定により許可を受け、施行日において現に占有を継続している占有物件について、新占用料額が、旧占用料額の1.15倍を超える場合においては、令和2年度に限り、改正後別表の規定にかかわらず、旧占用料額に100分の115を乗じて得た額を徴収する。

名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第23号

名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市河川法施行条例（平成12年名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表2 土地占用料の表中

「		「
	2,300円	2,200円
	3,500	3,400
	4,700	4,500
	2,100	2,000
	3,300	3,200
	4,600	4,400
	2,600	2,500
	20	19
	55	53

79	を	75	に改める。
120		110	
160		150	
240		230	
320		300	
550		530	
790		750	
1,600		1,500	
720		880	
2,600		2,500	

別表備考第4項中「1立方メートル、1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1立方メートル、1平方メートル又は1メートルとして」を「その全量、全面積若しくは全長又はその端数の量、面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(占用料の特例)
- 2 施行日前に、河川法（昭和39年法律第167号）第100条において準用する法第24条の規定により許可を受け、施行日において現に占用を継続している物件について、この条例による改正後の名古屋市河川法施行条例別表（以下「改正後別表」という。）の規定を適用して算定された占用料の額が、この条例による改正前の名古屋市河川法施行条例別表の規定を適用して算定された同一期間に係る占用料の額（以下「旧占用料額」という。）の1.15倍を超える場合においては、令和2年度に限り、改正後別表の規定にかかわらず、旧占用料額に100分の115を乗じて得た額を徴収する。

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第24号

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市水路等の使用に関する条例（昭和38年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル若しくは1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

別表中

「	「
2,300	2,200
3,500	3,400
4,700	4,500
2,100	2,000
3,300	3,200

4,600		4,400
2,600		2,500
20		19
55		53
79	を	75
120		110
160		150
240		230
320		300
550		530
790		750
1,600		1,500
720		880
140		140
2,600		2,500

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に、この条例による改正前の名古屋市水路等の使用に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第2項ただし書の規定により使用料の全額を徴収した場合において、この条例による改正後の名古屋市水路等の使用に関する条例別表（以下「改正後別表」という。）の規定を適用して算定された施行日から使用することができる期間の末日までの期間に係る使用料の額（以下「新使用料額」という。）が当該期間に係る旧条例別表の規定を適用して算定された使用料の額（以下「旧使用料額」という。）を超えるときは、その超える額は徴収しない。

(使用料の特例)

- 3 施行日前に、旧条例第 3 条の規定により許可を受け、施行日において現に使用を継続している物件について、新使用料額が、旧使用料額の1.15倍を超える場合においては、令和 2 年度に限り、改正後別表の規定にかかわらず、旧使用料額に 100 分の 115 を乗じて得た額を徴収する。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月 8 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第47号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に、「第38条の4第22項」を「第38条の4第23項」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第3項中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

別記第36号様式中「第20条の2第13項
第38条の4第22項」を「第20条の2第14項
第38条の4第23項」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式注8の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別記第38号様式中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

別記第39号様式中「第20条の2第13項
第38条の4第22項」を「第20条の2第14項
第38条の4第23項」に改める。

別記第41号様式中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月10日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第48号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表子ども青少年局子ども未来企画部の項中

「

子ども等の 支援の推進	1 局長の指定する子ども等の支援の推 進に関する事。	1
----------------	-------------------------------	---

を

」

「

子ども等の 支援の推進	1 局長の指定する子ども等の支援の推進に関する事 こと。	1
子ども等の 支援の推進 に係る特命 事項の処理	1 局長の指定する子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理に関する事 こと。	1

に改める。

」

附 則

この規則は、令和元年10月15日から施行する。

名古屋市告示第 297 号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和元年10月 7 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧の期間

令和元年10月 8 日から令和元年10月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 298 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第 2 項において準用する同法第21条第 6 項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において午前 8 時45分から午後 5 時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

令和元年10月 7 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
名古屋市下志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字下志段味字西新外 656 番地
- 3 設立認可の年月日
平成 4 年 9 月 8 日
- 4 変更の内容
公共施設（道路）を変更する。
- 5 変更認可の年月日
令和元年10月 7 日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 299号

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同法第39条第 2項において準用する同法第21条第 6項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において午前 8時45分から午後 5時15分まで一般の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

令和元年10月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
名古屋市中志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字中志段味字二ツ塚2239番地
- 3 設立認可の年月日
平成 7年12月28日
- 4 変更の内容
事業施行期間を令和 7年 3月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日
令和元年10月 7日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第300号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和元年10月7日

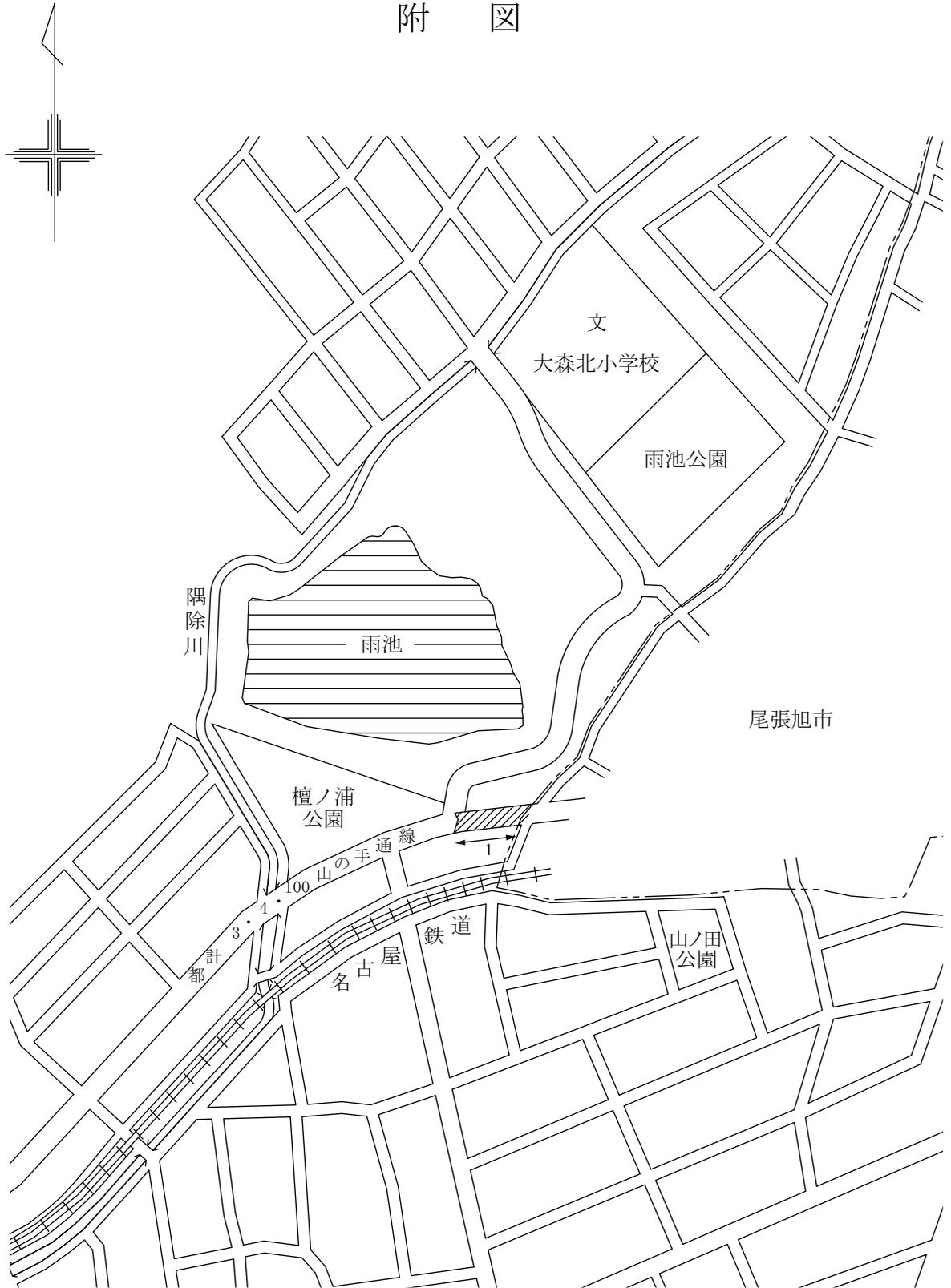
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域決定

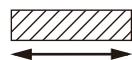
道路の種類	整理番号	路線名	道路の区域			摘要
			区間	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	1	山の手通線第4号	名古屋市守山区弁天が丘1812番の2地先から 名古屋市守山区弁天が丘1839番地先まで	0.053	16.00	附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



道路の区域を決定する部分

名古屋市告示第 301号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年10月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市北区辻町字流 7番 6の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 302号

有料公園施設の無料公開について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 2号の規定により、即位礼正殿の儀に伴う慶祝事業の実施に伴い、次のとおり有料公園施設を無料公開しますので、同条第 2項の規定により告示します。

令和元年10月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

東山公園動植物園

東山公園展望塔

2 期日

令和元年10月22日

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 303号

名古屋市農業センター駐車場の有料期間

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 4条の規定により、名古屋市農業センターの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間として市長が指定する期間は、次のとおりとします。

令和元年10月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

使用料を納付しなければならない期間

令和元年11月 2日から同月 4日まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 304号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年10月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区善進本町 492番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 305 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和元年 9 月 27 日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和元年10月 9 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 令和元年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 3 号）
- 3 令和元年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 3 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度名古屋市一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,463千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,250,237,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9 国庫支出金		212,626,245	96,829	212,723,074
	2 補助金	33,716,610	96,829	33,813,439
13 繰入金		22,012,705	6,955	22,019,660
	1 他会計繰入金	22,012,705	6,955	22,019,660
14 繰越金		1	21,679	21,680
	1 繰越金	1	21,679	21,680
16 市債		90,386,000	4,000	90,390,000
	1 市債	90,386,000	4,000	90,390,000
歳入合計		1,250,107,736	129,463	1,250,237,199

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 健康福祉費		331,024,801	107,784	331,132,585
	1 社会福祉費	97,202,534	20,690	97,223,224
	2 老人福祉費	58,651,046	87,094	58,738,140
4 子ども青少年費		174,150,671	6,187	174,156,858
	1 子ども青少年費	174,150,671	6,187	174,156,858
9 住宅都市費		51,068,724	15,000	51,083,724
	1 都市計画費	28,133,309	15,000	28,148,309
11 教育費		186,179,986	492	186,180,478
	1 教育総務費	13,328,796	492	13,329,288
歳出合計		1,250,107,736	129,463	1,250,237,199

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 <small>千円</small>	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額 <small>千円</small>	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設整備費	659,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	663,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和元年度名古屋市基金特別会計補正予算（第3号）

令和元年度名古屋市基金特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,955千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,157,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 災害対策事業 基金収入		6,176,113	6,955	6,183,068
	3 基金積戻金	1,673,370	6,955	1,680,325
歳入合計		124,150,762	6,955	124,157,717

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 災害対策事業基金		6,176,113	6,955	6,183,068
	1 他会計繰出金	1,673,370	6,955	1,680,325
歳出合計		124,150,762	6,955	124,157,717

令和元年度名古屋市公債特別会計補正予算（第3号）

令和元年度名古屋市公債特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ493,722,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 公債		228,291,000	4,000	228,295,000
	1 公債	228,291,000	4,000	228,295,000
歳入	合計	493,718,252	4,000	493,722,252

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 繰出金		147,561,000	4,000	147,565,000
	1 起債額繰出	147,561,000	4,000	147,565,000
歳出	合計	493,718,252	4,000	493,722,252

名古屋市告示第 306号

有料公園施設の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 2号の規定により、次のとおり有料公園施設を無料開放しますので、同条第 2項の規定により告示します。

令和元年10月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 有料公園施設の名称
名城公園名古屋城

- 2 無料開放の日
令和元年10月22日

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

名古屋市告示第 307号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和元年10月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称及び変更内容

有料公園施設の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
白鳥公園白鳥庭園	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時30分まで
白鳥公園駐車場	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 9時まで

2 供用時間を変更する日

令和元年11月16日から同年12月 8日まで（ただし、11月22日及び同月23日を除く。）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 308号

有料公園施設の無料公開について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 1号の規定により、次のとおり有料公園施設を無料公開しますので、同条第 2項の規定により告示します。

令和元年10月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

白鳥公園白鳥庭園

2 期日

令和元年11月17日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 309号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項及び第58条の 8第 1項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第26号により指定した措置管理区域の一部を解除し、形質変更時届出管理区域に指定します。

令和元年10月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 措置管理区域の指定を解除し形質変更時届出管理区域に指定する土地
名古屋市千種区不老町 1番の一部及び四谷通 1番の一部
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
舗装

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第310号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和元年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
社会福祉法人杖中福祉会	名古屋市昭和区滝川町93番地の1	平成31年1月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 311号

名古屋市千音寺土地区画整理組合の新たに施行地区となるべき区域

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋市千音寺土地区画整理組合から、次のとおり新たに施行地区となるべき区域の公告の申請がありました。

なお、当該区域を表示する図面は、名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課（名古屋市役所西庁舎 4階）において、令和元年10月11日から同月24日まで、午前 8時45分から午後 5時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

令和元年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

新たに施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

名古屋市中川区富田町大字千音寺字西五反田1556番 2及び1640番 2、字中地1706番、1707番、1708番、1709番、1710番 1、1710番 2、1711番 1、1711番 2、1711番 3、1711番 4、1712番、1713番、1714番及び1721番、字南屋敷2710番10、字西六反畑4053番 2並びに字東福正4776番 8の全部

名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1552番 1、字上屋敷2617番、2618番 1、2618番 2、2620番、2622番 1及び2622番 2、字西屋敷2648番 1、字南屋敷2710番 8、2713番、2713番 1、2714番、2715番、2716番、2717番、2718番、2719番 1及び2719番 2並びに字西六反畑4035番及び4070番の一部

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 312号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間の変更
について

令和元年名古屋市告示第 265号の一部を次のように変更します。

令和元年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

利用料金を納付しなければならない期間中「令和元年10月12日（土）から同
月14日（月）まで」を「令和元年10月14日（月）」に変更します。

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市達第 8 号

子ども青少年局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月10日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>子ども青少年局</p> <p>(略)</p> <p>子ども未来企画部</p> <p>子ども未来企画室</p> <p>子ども未来企画係</p> <p>(略)</p> <p>主 査 (子ども等の支援の推進) (2)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>子ども青少年局</p> <p>(略)</p> <p>子ども未来企画部</p> <p>子ども未来企画室</p> <p>子ども未来企画係</p> <p>(略)</p> <p>主 査 (子ども等の支援の推進) (2)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>主 査 (子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理)</u></p> <p><u>(1) 局長の指定する子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理に関すること。</u></p> <p>(略)</p>

附 則

この達は、令和元年10月15日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第14号

教育委員会定例会の開催について

令和元年10月17日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和元年10月10日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願審査について

名古屋市教育委員会事務局規則及び教育長等専決規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年10月9日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友熱田三番町店

名古屋市熱田区三番町 212番 ほか 2筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市熱田区三番町 212番 外 5筆	名古屋市熱田区三番町 212番 ほ か 2筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
合同会社西友	職務執行者 上垣内 猛	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所

合同会社西友	職務執行者 上垣内 猛	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	変更なし
--------	----------------	-------------------------	------	--	------

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和元年 9月 9日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成31年 3月15日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和元年 9月 9日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年10月 9日から令和 2年 2月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 2月10日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年10月9日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友御器所店

名古屋市昭和区塩付通 3丁目 1番 2 ほか 5筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市昭和区塩付通 3丁目 1番地	名古屋市昭和区塩付通 3丁目 1番 2 ほか 5筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所
合同会社西友	職務執行者 上垣内 猛	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所

合同会社西友	職務執行者 上垣内 猛	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	変更なし
--------	----------------	-------------------------	------	--	------

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和元年 9月 9日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成31年 3月15日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和元年 9月 9日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年10月 9日から令和 2年 2月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 2月10日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年10月9日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友高針店

名古屋市名東区牧の里一丁目 401番 2 ほか23筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市名東区牧の里一丁目 401番 外 3筆	名古屋市名東区牧の里一丁目 401番 2 ほか23筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所
合同会社西友	職務執行者 上垣内 猛	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所

合同会社西友	職務執行者 上垣内 猛	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	変更なし
--------	----------------	-------------------------	------	--	------

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和元年 9月 9日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成31年 3月15日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和元年 9月 9日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年10月 9日から令和 2年 2月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 2月10日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年10月9日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鳴海店

名古屋市緑区黒沢台四丁目 801番 ほか 4筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区黒沢台四丁目 801番 外 4筆	名古屋市緑区黒沢台四丁目 801番 ほか 4筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所
合同会社西友	職務執行者 上垣内 猛	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所

合同会社西友	職務執行者 上垣内 猛	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	変更なし
--------	----------------	-------------------------	------	--	------

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和元年 9月 9日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成31年 3月15日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和元年 9月 9日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年10月 9日から令和 2年 2月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 2月10日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

土地改良区の役員の退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任した旨の届出がありました。

令和元年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 富田町土地改良区

(1) 退任役員

理事 服部 豊 名古屋市中川区江松五丁目1132番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和元年10月11日懲戒処分に付した。

令和元年10月11日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局若年嘱託職員	停職 3月	若年嘱託職員就業規程第35条第 2項
交通局若年嘱託職員	戒告	若年嘱託職員就業規程第35条第 2項